

風しんは、風しんウイルスが原因で、飛沫感染や接触感染でうつる病気です。妊娠している人が感染すると、生まれてくる子どもに影響があると言われています。

・・・ 感染予防には予防接種が効果的ですが、妊娠中は風しんの予防接種を受けることができないため、妊娠を考えている人や、妊婦がいる家族は、予防接種で感染を予防しましょう。



1. 風しんの抗体価が低い世代の予防接種

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、過去に公的に予防接種が行われていないため、風しんにかかり、家族や周囲の人たちに広げてしまう恐れがあります。

この年代の男性が抗体検査を受け、必要な予防接種を受けると、免疫を持っている人が増え、風しんの流行はなくなると言われています。対象の方に、風しん抗体検査と予防接種が無料で受けられるクーポン券を郵送しますので、ご利用ください。

無料クーポン券を使った予防接種の受け方

- ①無料クーポン券を使い、医療機関などで抗体検査を受ける。
 - ②抗体検査の結果、十分な免疫がないと判定された場合、無料クーポン券を使い医療機関などで予防接種を受ける。
- ※過去に成人の風しん予防接種を受けたことがある人、抗体検査の結果十分な免疫があり、ワクチン接種の必要がないと判定された人を除きます。

2. 妊娠を考えている人や妊婦の家族の予防接種

ワクチン名	対象者	助成額
麻しん風しん混合ワクチン 風しんワクチン	伯耆町の住民で ①妊娠を希望する女性のうち、風しん抗体価が低い人 ※1) ②妊婦の配偶者(内縁を含む) ③妊婦の同居者 ④妊娠を希望する女性(風しん抗体価が低い人)の配偶者及び同居者(風しん抗体価が低い人)	8,000円 ただし、接種費用が8,000円未満の場合は、その金額

- ※1) 風しん抗体価検査
医療機関または保健所で風しん抗体価検査を受け、検査結果通知書の交付を受けてください。通知書がないと費用助成の対象となりません(検査費用は無料です)。
- ※生活保護受給者は、接種費用の全額を助成します。
- ※いずれも令和4年4月1日から令和5年3月31日までに接種したものが対象です。
- ※医療機関の指定はありません。

助成方法	申請場所
償還払 (医療機関で接種費用の全額を支払い、役場で償還払いの手続きを行ってください。)	健康対策課、分庁総合窓口課 郵送でも受け付けます。 詳しくは町のホームページをご覧ください。

申請書類など

- ①風しんワクチン接種費緊急助成事業接種済証兼領収証(医療機関が発行します)
または医療機関発行の領収証(ワクチンのメーカー、ロット番号が分かるもの)
- ②母子健康手帳(妊婦の配偶者及び同居者のみ)
- ③抗体価検査の結果が分かるもの(妊婦の配偶者及び同居者は不要)
- ④振込先の通帳

申請期限

令和5年3月31日(金)まで

(令和4年3月31日に接種した方は、令和4年4月22日(金)までに申請してください。)

申請・問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL 0859-68-5536